

報 告 事 項

- 1 .「大津市歴史的風土保存計画」の答申・告示について
- 2 .「古都保存法に基づく、歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準について」の答申等について

大津市歴史的風土保存計画に係る答申等について（経過報告）

1. 議 案

- (1) 「大津市歴史的風土保存計画について」
- (2) 「歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準の改正について」

景観法に基づく「景観重要建造物」に関して、景観重要建造物の保存のために必要な建築物の新築等について許可の要件とすること

林業を営むために行う森林の皆伐について、森林の状況に応じ、5ヘクタールを上限として、面積に係る許可要件の緩和を行う。

2. 答申までの経過

年 月 日	事 項	内 容
平成16年8月20日	審議・了承	第7回 歴史的風土部会
平成16年9月9日	分科会議決	都市計画・歴史的風土分科会議決
		都市計画・歴史的風土分科会会長から、社会資本整備審議会会長への議決報告
平成16年10月7日	答 申	社会資本整備審議会会長から、国土交通大臣への答申
	答申手交	高階秀爾都市計画・歴史的風土分科会会長から、中野正志国土交通大臣政務官に答申書手交

3. 告示・施行までの経過

- (1) 「大津市歴史的風土保存計画について」

年 月 日	事 項	内 容
平成16年10月14日 ～ 平成16年11月11日	意見聴取及び協議	古都保存法第5条第1項に基づく、関係地方公共団体への意見聴取及び関係行政機関の長への協議
平成16年11月26日	官報告示	国土交通大臣告示（国土交通省告示第1465号）

- (2) 「歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準の改正について」

年 月 日	事 項	内 容
平成16年12月10日	閣議決定	「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令」の一部改正 (景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令)
平成16年12月15日	政令公布	政令官報公布（政令第399号）
平成16年12月17日	施 行	(景観法施行の日)

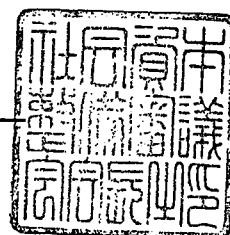
答
申
書



国社整審第15号
平成16年10月7日

国土交通大臣
北側 一雄 殿

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか

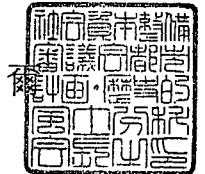
平成15年4月14日付国都総第12号により当審議会の意見を求められた「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、大津市歴史的風土保存計画及び同法に基づく、歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準については、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定により、当審議会都市計画・歴史的風土分科会の結論をもって当審議会の意見とすることが適当と認めます。



社整審(都)4号
平成16年9月9日

社会資本整備審議会
会長 森下 洋一 殿

都市計画・歴史的風土分科会
会長 高階 秀



大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか

平成15年4月14日付け国社整審第3号で都市計画・歴史的風土分科会に付託された標記のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、大津市歴史的風土保存計画については、別紙1により、また、同法に基づく、歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準については、別紙2により議決しましたので、報告します。

大津市歴史的風土保存計画

大津市歴史的風土保存計画

大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺（後の延暦寺）、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

1. 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 比叡山・坂本地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境並びに坂本地区の庭園や生垣を中心とした緑豊かな歴史的街並みの保存にある。

このため、坂本地区においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、伝統的建造物群の保存等の施策と協調しつつ、土地形質の変更や木竹の伐採、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、比叡山の山容を保存するため、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(2) 近江大津京跡地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡等の史跡と一体となる、比叡山より長等山に至る山丘を中心とした自然的環境の保存にある。

このため、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡の史跡指定地周辺においては、文化財調査や歴史的環境の再生のための施策と協調しつつ、歴史的風土を活かしたまちづくりを誘導、推進するため、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に重点を置くものとする。

また、遺跡の背景となる山丘においては、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。特に、崇福寺跡周辺については、遺跡周辺の環境整備と協調しつつ、遺跡周辺の樹林地における土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(3) 園城寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水等からの展望域の自然景観の保存にある。

このため、琵琶湖疏水等からの展望域について、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、市街地の景観の維持向上のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等及び木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、背景となる長等山の山容を保存するため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(4) 音羽山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続し市街地の背景となるとともに、茶臼山古墳等の遺跡等と一体となる、音羽山等の緑の山並みを中心とする自然景観の保存にある。

このため、琵琶湖岸、瀬田川河畔及び市街地からの展望域について、音羽山及び茶臼山等における土地形質の変更や木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(5) 石山寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、石山寺と一体となる伽藍山の自然的環境及び瀬田川河畔の自然景観の保存にある。

このため、瀬田川河畔においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、歴史的な景観の維持改善のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、背景となる伽藍山の山容の保存のため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成等に重点を置くものとする。

2. 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

3. 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第15条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域内の地域であること。

4. 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条の規定による買い入れに関する事項

法第11条の規定による土地の買い入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第8条第1項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、
歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準について

都市計画・歴史的風土分科会

標記については、下記のとおり、歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準に、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物の保存のために必要な建築物を追加すること等が妥当である。

記

- 1 歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準に、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物を追加する。（古都保存法施行令第6条第1号ニ(2)）
- 2 歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準に、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な工作物を追加する。（古都保存法施行令第6条第4号ハ(2)）
- 3 歴史的風土特別保存地区内（第2種歴史的風土保存地区を除く。）における行為の許可基準のうち木竹の伐採に係る許可基準について、林業を営むために行う森林の皆伐について、森林の状況に応じ、5ヘクタールを上限として、面積に係る許可要件の緩和を行う。（古都保存法施行令第6条第8号ロ）



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○大津市歴史的風土保存計画の決定の件 (国土交通一四六五)

○国土交通省告示第四百六十五号

大津市歴史的風土保存計画の決定
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第五十一条の規定により、大津市歴史的風土保存区域(平成十六年国土交通省告示第六百五十九号)について、次のおり歴史的風土保存計画を決定する。
平成十六年十一月二十六日

国土交通大臣 北側 一雄

大津市歴史的風土保存計画

大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺(後の延暦寺)、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項
歴史的風土保存区域内における行為の規制にあつては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。
地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(3) 園城寺地区
本地区の歴史的風土保存の主体は、三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水等からの展望域の自然景観の保存にある。
このため、琵琶湖疏水等からの展望域について、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、市街地の景観の維持向上のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等及び木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。
また、背景となる長等山の山容を保存するため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(1) 比叡山・坂本地区
本地区の歴史的風土保存の主体は、延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境並びに坂本地区の庭園や生垣を中心とした緑豊かな歴史的街並みの保存にある。
このため、坂本地区においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、伝統的建造物群の保存等の施策と協調しつつ、土地形質の変更や木竹の伐採、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。
また、比叡山の山容を保存するため、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(4) 音羽山地区
本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続した市街地の背景となるとともに、茶臼山古墳等の遺跡等と一体となる、音羽山等の緑の山並みを中心とする自然景観の保存にある。
このため、琵琶湖岸、瀬田川河畔及び市街地における展望域について、音羽山及び茶臼山等における土地形質の変更や木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(2) 近江大津京跡地区
本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡等の史跡と一体となる、比叡山より長等山に至る山丘を中心とした自然的環境の保存にある。
このため、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡の史跡指定地周辺においては、文化財調査や歴史的環境の再生のための施策と協調しつつ、歴史的風土を活かしたまちづくりを誘導、推進するため、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に重点を置くものとする。
また、遺跡の背景となる山丘においては、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。特に、崇福寺跡周辺については、遺跡周辺の環境整備と協調しつつ、遺跡周辺の樹林地における土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(5) 石山寺地区
本地区の歴史的風土保存の主体は、石山寺と一体となる伽藍山の自然的環境及び瀬田川河畔の自然景観の保存にある。
このため、瀬田川河畔においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、歴史的な景観の維持改善のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。
また、背景となる伽藍山の山容の保存のため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成等に重点を置くものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項
保存施設の整備にあつては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

四 法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れられるべき旨の申出があつた場合において、真にやむを得ないとして認められるものについて行うものとする。

- (1) 防火施設
 - (2) 土砂崩壊防止施設
 - (3) 景観保全のための植栽
 - (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
 - (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
 - (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設
- 三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項
- (1) 特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。
 - (2) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となつて「歴史的風土」の重要な部分を構成している地域であること。
 - (3) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要がある地域であること。
 - (4) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。
 - (5) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

大津市歴史的風土保存計画に関する新聞報道

平成16年10月8日(金) 京都新聞 (朝刊)

大津市の歴史的風土保全計画答申
 国土交通省審議会
 国土交通省の社会資本整備審議会は七日、古都保存法に基づき古都に指定している大津市の歴史的風土保存計画を答申した。関係省庁、滋賀県などと調整して二カ月程度での告示を目指す。告示後、大津市は、特に重要な地域を対象に開発などを厳しく規制する都市計画法の特別保存地区を定める手続きに入る。

比叡山・坂本、近江大津京跡、園城寺(三井寺)、音羽山、石山寺の市内五地区が国の歴史的風土保存地区に指定される。大津市古都計画室は答申を受け、「特別保存地区の選定については、五地区の特性を生かし、森林開発を抑制する凍結保存などの手法を含め、県と協議していきたい」としている。

平成16年10月26日(金) 京都新聞 (朝刊)

歴史的風土の保存計画決定

大津市の手続き完了

古都保存法に基づき、国土交通省は二十五日、大津市の比叡山・坂本「近江大津京」「園城寺」「音羽山」「石山寺」の五地区(計四千五百五十七軒)の歴史的風土保存計画を決定した。大津市は昨年十月、京都府、奈良市などに続く全国十番目の古都指定を受けた。国は今年六月、五地区を歴史的風土保存地域に指定、保存計画の策定を進めていた。これで、大津市の古都指定に関する一連の手続きが完了した。

計画によると、坂本地区では伝統的な建物の保存とともに、建物の新築の規制に重点を置き、比叡山の山谷を守るため森林育成に努める。近江大津京地区では文化財調査や歴史的風土を生かしたまちづくりを進める。

また、園城寺地区では琵琶湖疏水からの展望が、歴史的な観光拠点として生かされるよう配慮する。音羽山地区では、琵琶湖や瀬田川の岸から展望できる地域の地形変更や樹木伐採を規制する。石山寺地区では、寺と一体となった山の自然環境や瀬田川べりの自然景観の保存を進める。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正について

【改正内容】

「景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(政令第399号)中、

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正関係

- 一 特別保存地区内において許可される行為として、景観法の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物又は工作物の新築を追加すること。
- 二 特別保存地区内において、人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものの皆伐について、許可が認められる面積を一ヘクタールを超え五ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積とすること。
- 三 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用についての国の地方公共団体に対する補助金の額は、当該施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とすること。
- 四 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行すること。

【政令の公布】(平成16年12月15日公布・同年12月17日施行)



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三九九)

三

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年十二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百九十九号

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、景観法(平成十六年法律第百十号)及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百十一号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

以下抜粋

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法(平成十六年十二月十七日)から

(古都における歴史的風

措置法施行令の一部改正

第十二条 古都における歴

る特別措置法施行令(昭

八十四号)の一部を次の

第一条第一項中(以下

う。)を削り、「その長」

以下同じ。」を加える。

第五条中「の各号」を

ける屋外広告物」の下に

二十四年法律第百八十九

号同号ハ中「のために必要

事項を表示する標識その

九号ホ(3)中(指定都市に

削る。

第六条第一号ニ中(7)を

を(4)から(7)までとし、(2)

を(4)から(9)までとし、(2)

を(4)から(9)までとし、(2)

(3) 景観法第十九

条第四号ハ中(9)を

な建築物

た景観重要建造

指定された景観

めに必要な工作

第六号ハ(1)中「

に改める。

第六号第八号口中「

工林が相当部分を占める

史的風土を維持保存す

するものにあつては、一

クメートル以下の範囲内

積)を加える。

本則に次の一条を加え

(国庫補助金の額)

第十一條 法第十四條第

地方公共団体に対する

規定する施設の整備に

の一を乗じて得た額と